

2013 年度第 10 回 目録委員会記録

日時：2014 年 3 月 1 日（土）14 時～17 時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、田代、津田、平田、古川、本多、渡邊

<事務局>磯部

[配布資料]

1. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニット E 責任表示（基礎レベル）（12 ページ A4、木下委員）
2. 資料に関する記録 ユニット F 版に関する事項（1 ページ-A4、本多委員）
3. 版に関する事項の RDA との比較（12 ページ-A4、本多委員）
4. RDA の注記に関する検討（18 ページ-A4、平田委員）
5. [Note on Manifestation and Item]（1 ページ-A4、古川委員）
6. Base material / Applied material の訳語について（[2]ページ-A4、渡邊委員）
7. 上位基礎レベルの記録に関する基本問題（改訂版）（3 ページ-A4、古川委員）
8. 第 34 期目録委員会記録 No.8（4 ページ-A4、事務局）
9. 第 34 期目録委員会記録 No.9（案）（[5]ページ-A4、事務局）

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認
第 8 回記録（資料 8）と第 9 回記録（資料 9）について確認した。
2. 書誌調整連絡会議報告
原井委員長から、2 月 28 日に国立国会図書館で行われた書誌調整連絡会議の報告があった。NCR 改訂の進捗状況については、目録委員会ホームページに国立国会図書館の該当ページのリンクを貼る方法により、段階的に公開していくことにした。

[検討事項]

1. 責任表示（資料 1）
木下委員から、資料について、責任表示全般の規定の後に、「本タイトルに関連する責任表示」をコア・エレメントとして設けたとの説明があった。その後、意見を交換した。
 - ・「○○は責任表示とする」という趣旨を含む規定は、表現を再考した上で、記録の範囲に集約する。
 - ・記録のしかたについて述べた部分は、記録の方法に集約し、全体を再構成する。
 - ・楽譜の項の責任表示の例は違和感があるので、RDA や現行の例を確認した上で、削除または差替えをする。

- ・誤表示
現物どおり記録することを本則とするが、タイトルの規定に合わせて、正しい形で記録する別法を設ける。
- ・「本タイトルに関連する責任表示」がどういう意味かがわかるように、責任表示の全体像を通則で説明する。
- ・本タイトルに関連する責任表示の情報源について
通則で規定する情報源以外にそのエレメント特有の情報源がある場合は、エレメントの中に規定することにした。なお「リソース自身を含む別の情報源」の意味がよくわからないので、表現を再考する。
- ・出版者を著者標目に立てた場合に責任表示がない場合、これを補記する旨の規定は、現 NCR に元々無いので設けない。また「紀要」のようなジェネリックタイトルの場合に、責任表示を補記する旨の規定も設けない。

2. 版に関する事項（資料 2、3）

本多委員から、資料について、前回までに指摘があった部分を訂正し、また RDA を取り入れて再編成したとの説明があった。その後、意見を交換した。

- ・「リモート・アクセス可能な資料」は「オンライン資料」とする。
- ・「キャリア・タイプの違いを表す特定の名称」の項は、「キャリア・タイプ」を「媒体」に改める。
- ・RDA2.5.1.5 を受けた「記述対象の一部分に関わる版」という見出しは、「記述対象の部編または号に係る版」に改め、本文も見出しに合わせた表現にする。
- ・「特定の版にのみ関係する並列責任表示」と「特定の付加的版にのみ関係する並列責任表示」はエレメントにしない方針であったが、RDA との互換性に鑑み、また、記述対象の言語によっては必要となることもありうるので、エレメントにする方針に変更する。
- ・各エレメントでの「記録の目的」は不要であるので、「記録の範囲」と統合する。
- ・各エレメントがコア・エレメントであることは、「記録の範囲」の中で示す。通則でどう示すかは未定である。

3. 注記（資料 4）

平田委員から、資料 4 は、RDA における注記を新 NCR でどう扱うかについて、今までの議論をもとに考察し文案を一覧にしたものであるとの説明があり、意見を交換した。

- ・刊行頻度を表す語は、RDA と一致させる。
- ・RDA 2.20.3.3 の Attribution は適切な訳語がない。新 NCR での見出しは「責任表示に記録しなかった個人・家族・団体」とする。
- ・RDA 2.20.3.4 の Variant Forms of Names は、新 NCR では「名称の異なる形」と

する。

- RDA 2.20.3.6.1 の **Multipart Monographs** の規定は現 NCR には無いが、「複数巻単行資料」として、新 NCR に取り入れる。他の部分の **Multipart Monographs** の規定も同様である。
また、**subsequent part** は「後に続く部分」という意味にとらえる。
- RDA 2.20.5.3 の **Numbering of First Issue or Part and/or Last Issue or Part** の規定は現 NCR には無いが、「初号および（または）終号の順序表示」として新 NCR に取り入れる。
- **Production** は彫刻のような手作りのもの、**Manufacture** は機械で作るものという違いがある。用語として定義する必要があるが、見出しは、制作（**Production**）、製作（**Manufacture**）としておく。
- 情報源に関する規定は、各位置にそのまま残しておく。
- シリーズに関する注記は、現 NCR にはほとんど規定がないが、RDA に倣って規定する。
- RDA 2.20.12.3 c) の **the currency of the contents** は「内容の新規性」とし、RDA の定義を確認した上で、用語解説等で意味を明確にする。
- 表現形に関する注記は、来年度前半に検討する。

4. Note on Manifestation and Item (資料 5)

古川委員から資料の説明があり、元来、RDA では体现形に関する注記と個別資料に関する注記が区分されていなかったが、ALA が両者を別々に配置する案を作成し最終案がまとまっていることが紹介された。

項番が変更になっており、新 NCR でも、JSC のホームページを参考にして、注記の構成を組み換える必要がある。

5. Base material / Applied material の訳語について (資料 6)

渡邊委員からの資料の説明の後に検討を行い、「基底材 / 付加材」を訳語に充てることとした。

6. 次回委員会は 3 月 29 日 (土) に開催し、タイトル、責任表示、版について、今までの修正分をまとめる。また注記についてもできる範囲で検討する。

以上